

スマートフォン安心・安全利用促進プログラム

平成 24 年 9 月
総 務 省

スマートフォンが急速に普及する中、利用者に対する必要な情報提供を推進し、プライバシーや情報セキュリティ面での課題に関係者が適切に対応し、利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するため、総務省として以下の対策を総合的に推進する。

1 スマートフォンに関する総合的・重点的な周知啓発活動の全国展開

- (1) 総務省は、関係事業者・団体、消費者団体、PTA 等と連携し、スマートフォンの安心・安全な利用のために必要な情報を整理し、総合的な周知啓発活動を全国的に展開する。

【提供する情報】

- ・ スマートフォンの基本的事項（特性、サービス構造等）
- ・ プライバシーに関する事項（利用者情報の取扱いの現状、利用者が注意すべき事項（「スマートフォンプライバシーガイド」^(※1)の活用）等）
- ・ 情報セキュリティ対策（「スマートフォン情報セキュリティ 3 か条」^(※2)等）
- ・ 青少年・保護者や高齢者が知っておくべき事項（青少年・保護者：フィルタリングの利用方法等、高齢者：スマートフォンの適切な設定方法等）

(※1) 平成 24 年 8 月、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」（参考 2 参照）提言「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」別紙

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000087.html

(※2) 平成 24 年 6 月、「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」（参考 2 参照）最終報告 別添 2

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000020.html

【具体的な取組】

① 分かりやすい資料等周知啓発素材の開発と活用

上記情報を分かりやすく整理した周知啓発用資料や DVD 等の素材を、関係事業者・団体、消費者団体、安心ネットづくり促進協議会（安心協）等と連携して迅速に作成する。

周知啓発素材については、平成 24 年 9 月以降、総務省 HP 等に掲載して、一般利用者への周知を図るとともに、移動体通信事業者に提供することによ

り、契約時の説明の充実や周知啓発に必要な資料の作成に資することとする。また、この周知啓発素材については、下記に掲げる様々な周知啓発活動等を踏まえ、適時適切な見直しを行う。

② 様々なメディアの活用による総合的な周知啓発活動

総務省は、消費者支援連絡会や e-ネットキャラバンによる研修会の場を活用するほか、内閣府等と連携して、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、広報誌・パンフレットやウェブサイト等を通じた周知啓発活動を実施する。

(2) 総務省は、さらに、特に高校生におけるスマートフォンの普及が著しい^(※)状況を踏まえ、高校生を対象とした重点的な周知啓発活動を展開する。

(※) 高校 1 年生におけるスマートフォン普及率は約 59% (青少年インターネットリテラシー指標 (ILAS。下記 3 【青少年に対する利用環境整備】②を参照) を全国 11 地域の約 2500 名の高校 1 年生相当の青少年に対して実施した際のアンケート調査の結果 (平成 24 年 6～7 月))

【具体的な取組】 (提供する情報は、(1) と同じ)

① 高等学校 PTA 連合会等との連携による重点的な周知啓発活動

平成 24 年度は、全国高等学校 PTA 連合会及び協力が得られる各地域の高等学校 PTA 等と連携し、重点的な周知啓発活動を展開する。

このため、全国 11 箇所⁽¹⁾に所在する総合通信局等が地域のコーディネーターとなり、

- ✓ PTA や高等学校、自治体等が主催する研修会・勉強会
- ✓ 地域の NPO 等各種団体等が主催するセミナーやイベント
- ✓ e-ネットキャラバンによる研修会等

等の場を活用した草の根レベルでの周知啓発活動を、関係事業者や安心協、モバイルサイトの審査・運用の監視業務等を行う第三者機関等の団体と密接に連携しつつ、年度内に計画的に展開する。

② 地域における推進体制の構築支援

このような周知啓発活動に資するため、総合通信局等は、関係事業者や消費者団体、消費生活センター、PTA 等により構成される地域レベルの推進体制の早急な構築を、既存の組織・団体等も活用しつつ支援する。

2 スマートフォン関係事業者による安心・安全な利用環境整備の支援

総務省は、関係事業者がこれまでの関係する研究会における検討成果^(※)を踏まえて対応することにより、安心・安全な利用環境が整備されるよう、必要な以下の取組を行う。

(※) プライバシー関係では「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」(「利用者視点

を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会提言」(平成 24 年 8 月))、情報セキュリティ関係では「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会最終報告」(平成 24 年 6 月)。

① 関係事業者の対応の促進

アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等の関係事業者が、スマートフォンの利用者情報を適切に取り扱うための「スマートフォン利用者情報取扱指針」^(※)に沿って、アプリケーションごとにプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を行うよう、(1) 関係事業者・団体による、同指針に沿った業界ガイドラインやプライバシーポリシーのモデル例の作成支援、(2) 関係団体等によるアプリケーション提供サイト運営者等への働きかけやアプリケーション開発を取り扱う専門学校等への情報提供に対し、必要な協力等を行う。

また、「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 最終報告」に沿って、情報セキュリティ対策等の対応を行うよう、アプリケーション提供者等による適切な対応を促すため、関係団体等によるアプリケーション提供サイト運営者等への働きかけやアプリケーション開発を取り扱う専門学校等への情報提供に対し、必要な協力等を行う。

(※) 上記「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」収録(第 5 章)。

② 第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討への協力

個々のアプリケーション等について、利用者情報を適切に取り扱っているかどうかについては、第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい。今後、アプリケーションを確認するための基準整備やアプリケーションの検証機能の整備等、運用面・技術面の検討が必要であり、民間主導による取組の進捗状況を注視しつつ、平成 24 年度中に、関係事業者による実効性ある運用体制の構築を目指し、必要な協力等を行う。

3 青少年・高齢者の利用に関する配慮

総務省は、スマートフォンが青少年はもとより、高齢者にも普及しつつある現状を踏まえ、青少年や高齢者に必要な利用環境整備を促進する。

【青少年に対する利用環境整備】

① スマートフォンのフィルタリングの改善

安心協スマートフォン利用作業部会報告(平成 24 年 6 月 8 日公表)を踏まえ、無線 LAN によるインターネットアクセス時やアプリケーション利用時にも、従来の携帯電話での経験を踏まえた安心・安全なフィルタリングサービスが簡便に利用できる環境が年内に立ち上がるよう、関係事業者と連携して取り組む。

また、上記スマートフォンのフィルタリング環境の改善に当たっては、モバ

イルサイトの審査・運用の監視業務等を行う第三者機関による認定制度を反映するよう、関係事業者に対し要請する。

② 青少年のインターネットリテラシーに関する指標の作成・活用

青少年のインターネットリテラシーの現状を可視化し、各地における周知啓発活動の向上等に資するため、平成 24 年 9 月に青少年インターネットリテラシー指標（ILAS: Internet Literacy Assessment indicator for Students）を取りまとめる。^(※)

(※) PC や携帯電話、スマートフォンにおけるインターネット利用におけるリスクを分類し、それぞれのリスクに適切に対応するために必要な知識や行動能力の有無を検証するためのテストを作成し、平成 24 年 6 月に約 2,500 名の高等学校 1 年生相当を対象に実施。その結果を分析して指標化するもの。

本指標により明らかとなった青少年のインターネットリテラシーの現状を、上記 1 の周知啓発活動の取組や、関係事業者による安心・安全のためのサービスや活動の改善に活用できるよう、関係事業者・団体等に情報提供する。

また、青少年のリテラシー指標づくりの必要性については国際的な議論が高まっていることを踏まえ、本年 10 月以降、ILAS を OECD における指標作り等の国際的な活動にインプットしていく。

【高齢者の利用環境整備】

① 契約に関する基本的情報の丁寧な提供促進

一般利用者のみならず、特に高齢者に対しては、その利用を支援する観点を含め、スマートフォン契約時の契約手続や購入後の初期設定に関する情報の提供、高齢者向け端末の推奨等、より丁寧なサポートが移動体通信事業者と消費者団体等との連携により行われるよう支援する。

② 高齢者を意識した周知啓発活動の支援

関係事業者による高齢者向け無料電話教室や NPO による講座、民間の PC 教室やカルチャーセンター等による講習会等、既存の高齢者向けの周知啓発活動に対して、必要な情報提供等の支援を行う。

4 フォローアップ

スマートフォンの一層の普及が見込まれる中、上記の周知啓発活動や関係事業者による対応は継続的・効果的に行われる必要があることから、総務省は、随時、関係者の取組状況の把握に努めるとともに、一定期間の後に、総務省、利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会等適切な場においてフォローアップを行うとともに、必要に応じて取組の見直しを行う。

(参考1) 項目ごとのスケジュール

| | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 |
|---|---|------------------------------------|-----------|----------|
| | 9 月 | 10 月 | 1 月 | 4 月 |
| 1 スマートフォンに関する総合的・重点的な周知啓発活動の全国展開 | | | | |
| 【総合的な周知啓発活動】 | | | | |
| ① 分かりやすい資料等周知啓発素材の開発と活用 | ・周知啓発素材の作成・周知 | | | → |
| | ----- | | ・必要に応じ見直し | → |
| ② 様々なメディアの活用による総合的な周知啓発活動 | ・消費者支援連絡会等の活用やテレビ等様々な媒体を活用し、周知を実施 | | | |
| | | | | → |
| 【重点的な周知啓発活動】 | | | | |
| ① 高等学校 PTA 連合会等との連携による重点的な周知啓発活動 | ・周知啓発活動（高等学校 P T A 等との連携によるセミナー・イベント等の実施） | | | → |
| ② 地域における推進体制の構築支援 | ・地域における推進体制の構築への支援 | | | → |
| | | | | → |
| 2 スマートフォン関係事業者による安心・安全な利用環境整備の支援 | | | | |
| ① 関係事業者の対応の促進 | ・事業者のガイドライン策定等の支援 | | | → |
| | ・アプリケーション提供者等への情報提供 | | | → |
| ② 第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討への協力 | ・検証の仕組み作りの検討への協力 | | | → |
| | ----- | | ・運用開始 | → |
| 3 青少年・高齢者の利用に関する配慮 | | | | |
| 【青少年関係】 | | | | |
| ① スマートフォンのフィルタリングの改善 | ・関係事業者への働きかけ、第三者機関との調整 | | | → |
| ② 青少年のインターネットリテラシーに関する指標の作成・活用 | ・リテラシー指標の作成 | ・関係事業者・団体等への情報提供 ・国際的な活動へのインプット | | → |
| | → | | | → |
| 【高齢者関係】 | | | | |
| ① 契約に関する基本的情報の丁寧な提供促進 | ・関係者との連携を支援 | | | → |
| ② 高齢者を意識した周知啓発活動の支援 | ・関係者による取組を支援 | | | → |
| | | | | → |

(参考2) 関係研究会の概要

(1) 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」 （「スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG」）

- ▶ 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催（平成21年8月 第一次提言公表、平成22年5月 第二次提言公表）。
- ▶ 平成22年9月から4つのWGを設置し、平成23年12月までに提言を取りまとめ、公表済み。
- ▶ 平成24年1月から新たに「スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、検討を行い、同年8月、提言（「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」）を公表。

【構成員】

| | | | |
|------------|------------------------|--------|--------------------------|
| 堀部 政男（座長） | 一橋大学名誉教授 | 國領 二郎 | 慶応義塾大学総合政策学部教授 |
| 相田 仁（座長代理） | 東京大学工学系研究科教授 | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長 |
| 岡村 久道 | 英知法律事務所弁護士 | 野原 佐和子 | イブシ・マーケティング代表取締役社長 |
| 木村 たま代 | 主婦連合会 | 藤原 まり子 | 博報堂生活総合研究所客員研究員 |
| 清原 慶子 | 三鷹市長 | 別所 直哉 | 安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長 |
| 桑子 博行 | （社）テレコムサービス協会サービス倫理委員長 | 松本 恒雄 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |

スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG

- スマートフォンに蓄積された利用者情報をアプリケーション等が様々な形で収集・利用しており、アプリケーション等が収集した情報を第三者へ提供している場合もある。この情報の取扱いについて利用者が十分認識できていない場合も多い。

スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取扱いに関して必要な対応について検討。

提言概要

- 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展
- 利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策を提案する。
 - ① アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者に広く適用可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す
 - ② 第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案
 - ③ 利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策の提示
 - ④ 国際連携の推進

(2) 「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」

- ▶ スマートフォンの急速な普及が進む一方、スマートフォンを対象としたマルウェアの出現・増加が報告されるなど、脅威の高まりを受け、スマートフォンの情報セキュリティ対策につき検討。
- ▶ 平成23年10月、有識者、携帯電話事業者、端末製造事業者等を構成員として設置
- ▶ 平成23年12月に中間報告、平成24年4月に最終報告案を公表。意見募集を経て、平成24年6月に最終報告をとりまとめ。

【構成員】

| | | | |
|--------|--|--------|---|
| 山口 英 | 奈良先端科学技術大学院大学 教授（座長） | 瀬野尾 修二 | 株式会社日立製作所 セキュリティ・トレーサビリティ事業部 ソリューション本部 本部長 |
| 阿佐美 弘恭 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員 スマートコミュニケーションサービス部長 | 玉井 久視 | ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社 ソフトウェア部門プロダクトソフトウェア部統括部長 |
| 内田 義昭 | KDDI株式会社理事 運用本部長 | 丹波 廣寅 | ソフトバンクモバイル株式会社 プロダクト・サービス本部 本部長 |
| 大島 昌巳 | シャープ株式会社執行役員 通信システム事業本部本部長 | 中尾 康二 | 情報通信研究機構 ネットワークセキュリティ研究所 主管研究員 |
| 岡村 久道 | 国立情報学研究所客員教授・弁護士 | 西本 逸郎 | 株式会社ラック 取締役CTO |
| 齋藤 衛 | 株式会社インターネットイニシアティブ サービスオペレーション本部 セキュリティ情報統括室長 | 萩原 英二 | パナソニック・モバイルコミュニケーションズ株式会社 常務取締役 |
| 佐古 和恵 | 日本電気株式会社C&Cイノベーション推進本部 イノベーションプロデューサー | 三輪 信雄 | 総務省情報化統括責任者(CIO)補佐官 |
| 塩崎 哲夫 | 富士通株式会社 クラウドビジネスサポート本部 チーフアーキテクト | | |
| 菅原 英宗 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 アプリケーション&コンテンツサービス部長 | | |

最終報告概要

事業者等の対策

- マルウェアを含むアプリケーションの作成・流通・インストール防止対策
- OSのぜい弱性等に関する対策
- アプリケーションのデータアクセスのコントロール等利用者が自衛できる環境の構築
- 無線LANの情報セキュリティ対策 等

利用者への普及啓発

スマートフォン情報セキュリティ3か条

1. OS（基本ソフト）を更新、2. ウイルス対策ソフトの利用を確認、3. アプリケーションの入手に注意

政府における対策

- 事業者等と連携しアプリケーションの性質の可視化の枠組みを整備
- 利用者への総合的な普及啓発の実施
- 利用者保護の観点から求められる技術の研究開発
- 国際連携・協調の推進